



下
京
氏
北
鳳
乃
春





京のゑ 鳳之巻

平安 種里 舜福 湘夕編

左京右京之記

左京右京坊城等此制度ハ 文武帝の御時平城都小初備凡
 已を見へり。志え凡そ其詳なる事知る所ナリ 桓武帝今地ニ
 移遷し移すなり。其に於て兩京坊城乃制法嚴重なり
 此より己の制法又 左京右京の廣さ東西の條三十二町小南北の條
 三十八町之朱雀通 今の千本通之北は朱雀門あり 左京右京の間ありて道
 幅二十八丈あり。これより東の分は左京なり。左京職吏を掌る。其
 中右京坊城百八町保敷百五十一坊敷三十六坊あり 委ハホ又 東の坊ハ



京極といふ。朱雀通より西の方を右京なり。右京職は以て掌は。其中
町敷六百八十所。保敷百十保。坊敷三十六坊あり。左京と同く車めり。西
方は西の端に西京極といふ。都は西京の惣號は平安城といふ。西京
都と稱するは車へ遠近なるは集まりて人の都會と爲るの謂なり。又都と
いふ訓は榮華之花洛をまつ。○王城といふは王の住居の謂なり。又都と
往の貌城は盛國都を盛受するの貌。淮南子曰。鯨といふは禹の父
城を初と造る。都城は三重の差別あり。京城皇城宮城。京城といふ
總都をいふ。是は尋平安城。皇城は皇居の總構の内。諸司百寮も
悉くその内あり。所謂大内裏といふ是は宮城。皇城は皇居の中央の
り。雍録六典云。唐の都城三重あり。外の一重は京城と云ふ。○京師といふは衆大を
内の一重と皇城と云ふ。又内の一重を宮城と號し。云々。

下書一

の名義。詩經公劉篇曰。陟南岡。乃覲于京。京師之野。此は鄭箋曰。都
邑の營をいふ。又云。朱註。京は高丘あり。師を衆をいふ。衆は衆
居る處。董氏曰。所謂京師の號は此の起る。後世小建んが都とも
をいふ。京師といふは蔡邕が獨斷云。天子都を所を京師といふ。京
水は地下の衆をいふ。過たる形。地は方衣をいふ。人の子をいふ。
京は大方の師を衆なり。爾雅。京は高丘也。天子居る處。遠
を視の意。師は衆なり。人の子をいふ。○九重都と稱する
は八周禮。匠人職に云。匠人營國。方九里。旁三門。國中九經九緯。以
註曰。方九里。八周の代。此都の廣。四方三門。ありて合て十二門あり。同
跡。白十二門を通。十二支は國中と云ふ。皇城といふは宮城の事。

り。經緯は道條より南北を經り。東西は緯は。一門每
 三節ありて東西をのり九節あり。北は九經九緯と云ふ是尋
 九重の準也。又禮記の天子之門九重とあり。楚辭の九辨も君の九重
 とあり。註曰。天子九門。關門。遠郊門。近郊門。城門。臯門。雉門。
 ○左京は洛陽と號し。其名義は尚書洛誥篇に出たり。註。孔安國曰
 洧水。瀍水の間にて南は洛水に近し。此今の洛陽あり。爾雅曰
 山南水北を陽と云ふ。洛邑は洛水北にあり。洛陽と云ふ。又後漢の時
 都は洛陽に移し。東西二十里。南北五十里。民家十萬餘戸。方三百歩。北に
 一里あり。里を四門を闢し。北東門。中東門。耗門。開陽門。北苑門。津門。廣陽門
 十二門。又後魏の高祖都を洛陽に遷し。九達と云ふ。此は後漢已來都邑の

制法あり。○右京は長安と號し。其名義は漢の時長安城あり。
 經緯は西に三十二里十八歩あり。四面に三門九達あり。周禮の制に相
 同し。漢の代は曰。長安城中の經緯は西に三十二里十八歩八街九陌
 三宮九府三廂十二門九市十六橋とあり。霸城門。清明門。宣平門。覆盎門。
 雍門。洛城門。厨城門。橫門。又唐の時長安の都は京城と云ふ。北周
 并隋の時此舊法を承ふ。初め北周の時長安は分三萬年縣。長
 安縣といふ。隋の時改大興縣と云ふ。唐の代にあり。高祖の時舊號を不
 復し。又高祖長安に二縣を建てたり。萬年縣。宣揚坊と云ふ。
 朱雀街の以東五十坊を領し。長安縣は長壽坊と云ふ。朱雀街の以西五
 十四坊を領し。洛と云ふ處の政所あり。唐の長安京城は十門あり。東西

与の三方ハまのく三門有り。北の一方ハ一門あり。皇城ハ京都の中央ありて
 東西五里百十五步。南北三里百四步。東西ハまのく二門。南ハ三門ありて中央
 を朱雀門とす。又洛陽ハ東都儀置々皇城ハ都城の西北隅あり。
 紀上唐の典ニ詳シ。本朝の制全ク
 唐の代ヲ據ル。又ハ
 唐長安京城十門
 通化門 春明門 延興門 承天門 東面の三門
 安化門 光化門 南面の三門
 延秋門 金光門 開延門 西面の
 二門
 光化門 北面の一門
 唐皇城七門
 延喜門 景風門 東面の二門
 朱雀門 安上門 含光門
 此南面の三門
 安福門 順義門 西面の二門あり
 京社圖解
 平安城の制及 唐式ヲ載トシ。星霜相累。内裏所存
 旋もこれ大戦場あり。遠ハ保元平治の乱。泰永元曆ハ軍馬此岐

あり。正慶建武ハ劍花散。尊氏西六波羅を臨。正成ハ
 東寺ハ教ハ。利仁代のまほハ。舊制に依。も
 又む。の。一。少。及。後。近。及。明德此乱。及。應仁。及。及
 京城郊原。及。室町。及。日記。追加。云。天正十八年の。臣秀吉公
 六十餘州。属御手。四海。静謐。不。治。一。去。以。法。示。法。持。紹。巴。以。一。く
 潛。洛。中。の。地。以。改。改。せ。ら。る。に。東。ハ。倉。より。あ。か。ハ。鴨。河。原。之。邊。不。見
 を。見。つ。つ。一。ま。ハ。佛。々。々。一。西。東。山。の。り。り。た。み。か。耕。作。の。地。之。西。ハ
 大宮。を。り。り。ハ。塔。塔。を。奉。入。押。通。り。田。畠。之。四。方。の。際。ハ。北。ハ。男。も
 亦。く。田。舎。在。郷。の。如。く。幽。齋。を。る。る。花。洛。之。及。昔。々。云。傳。へ。め。れ。と。と
 此。都。の。分。野。在。つ。の。如。く。北。ハ。河。れ。り。南。ハ。此。と。と。ハ。洛。中。洛。外。此

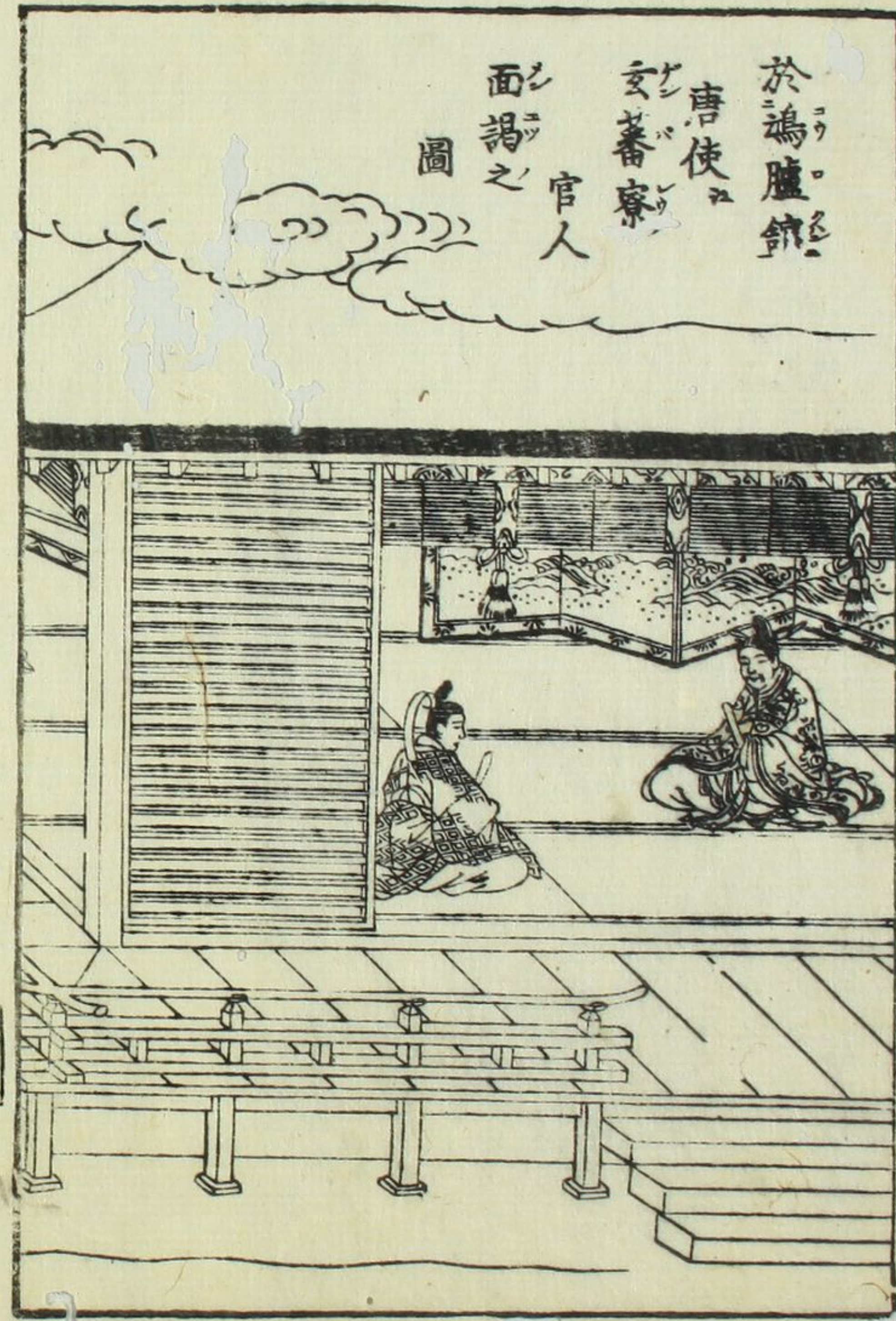
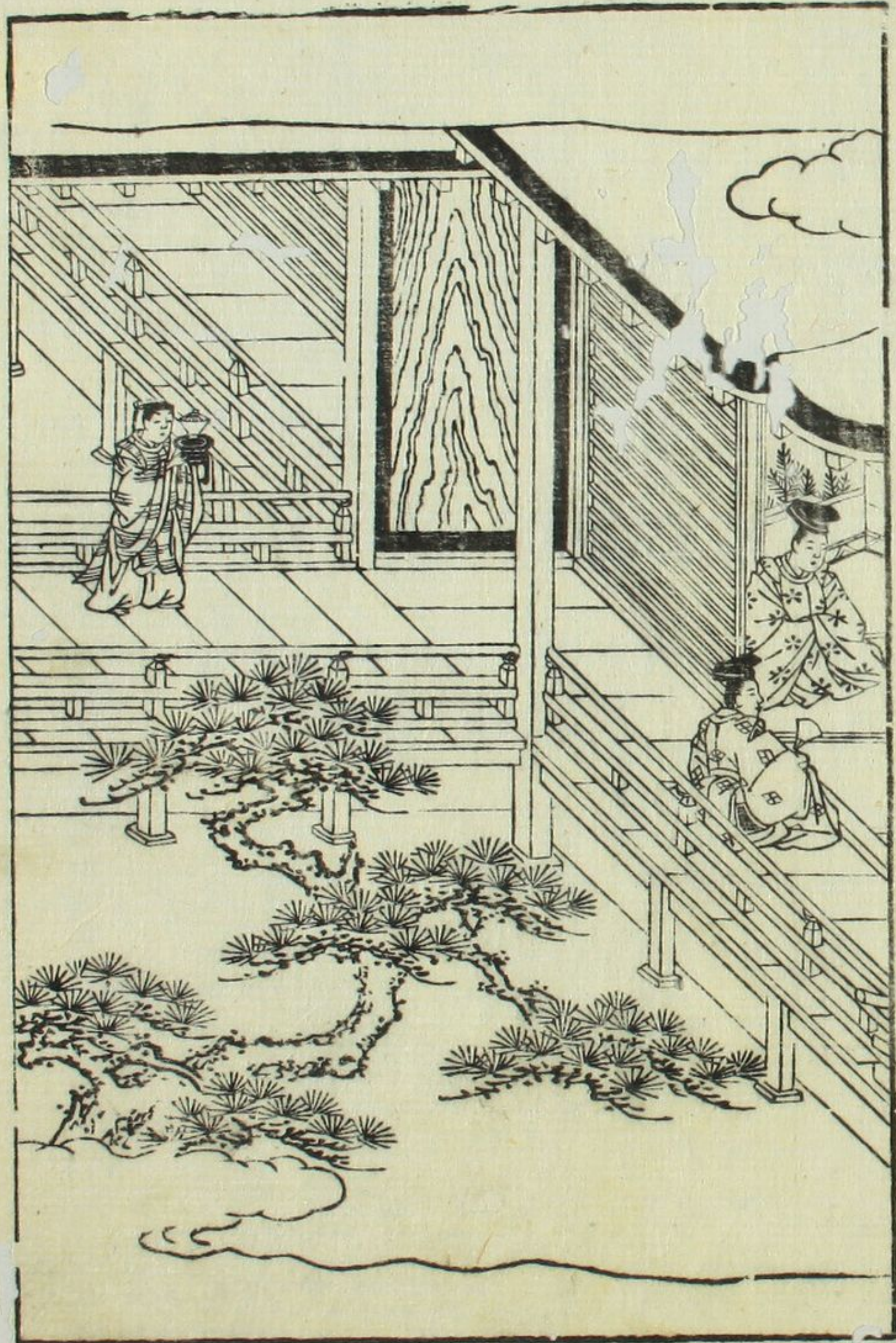
都を末代と相定へ。都の四記をさかやと伝はせしむる也。出云
畏く釋せしむる也。於是洛中の封境に諸侯を位く四方に
給ふ。然るも、町小路の本名は春の異名を多く呼て舊而法
威を故不今式文を解く。九陌の古號道路の間丈今時の京程比々
率を不記し、蓋多歴久遠、此れを微細に舊而觀に察し、
後の後才との纂塞は廿七丈と并發成監ふと云ふ。

式は京の延喜式の文に拾芥抄山城名勝志山州名跡志等同文あり

式京裡南北一七五十三丈。北一、南一、東一、西一、各一、
今時の一町の長、空間の候と云ふ相當と云ふ、四十三町半十三丈と云ふ。

九重緯條路之部

一條 皇城北、南、東、西、各一、
六尺五十、
正親町、
土御門、
雁鳥司、
中御門、
近衛、
中御門、



於鴉臚館
 唐使
 文蕃寮
 官人
 面謁之
 圖

春日 慶長丈 九太町とつゝ
大炊御門 慶長丈 竹屋町とつゝ

冷泉 慶長丈 夷川とつゝ
皇城南面の大路朱雁門の南通へ慶十七丈北頬八内東の築垣にて厚寺

二條 慶長丈 二丈六尺四寸 隴の慶八尺五寸を耳敏川とつゝ南頬八内東の基

瘵小路 慶長丈 押小路と書つゝ
三條坊門 瘵小路と書つゝ

姉小路 慶長丈 三條坊門と書つゝ

三條 慶長丈 南北西側も築垣六尺式 葺半三尺とあり大杉五尺西隣の慶丈は

六角 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
四條坊門 六角と書つゝ

錦小路 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
後世綾小路と書つゝ

四條 慶長丈 垣隣の慶長丈幅三條小
綾小路 慶長丈 錦小路と書つゝ

五條坊門 慶長丈 佛光寺通とつゝ
高辻 慶長丈 今市 葺垣の下とつゝ

五條 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
樋口 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

六條坊門 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
楊梅 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

六條 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
佐安牛 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

七條坊門 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
北小路 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

七條 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
梅小路 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

八條坊門 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
針小路 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

八條 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
信濃小路 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

九條坊門 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ
九條 慶長丈 今市 葺垣と書つゝ

十條 慶長丈 平安城南方の封境ニ羅城門の外築垣の半三尺大杉七尺隣の慶丈

長安之部 右京と左京の分 長安の部は右京と左京に分れ、右京は新九十四町許あり、左京は内野あり、是皇城の舊地なりて大内井之

長安東西の條路ハ洛陽より直下通じて大路小路も同號之、道幅の丈數築垣大行溝等の間丈も共不相同ト。圖中又委々此を略し、長安の町小路古より異名少くありて、今載す

- | | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 音町 | 長安正觀町 | 西土御門 | 長安土御門通 |
| 筑紫町 | 口鷹鳥司通 | 西近衛 | 口を街通 |
| 松井 | 口雷留小路 | 西中御門 | 口中御門通 |
| 木崎 | 口春日通 | 馬寮大路 | 口大炊御門通 |
| 經町 | 口冷泉通 | | |

北極并次四大路廣各十丈 北極は一條通、西の圖に廣サ十二丈あり、

次四の才池ハ土衛、近衛、中御門、大炊御門之廣サ各十丈あり、

宮城大内南大路十七丈 南大路は内裏の外郭南面朱雀門の

二條通へ廣サ十七丈あり、北側の堀を耳敏川といふ

次六大路各八丈 及三系より以南、三條、四條、五條、六條、七條

八條、等の六の大路乃廣サ八丈あり、

小路二十六廣各四丈 及東西の小路の數合、二十六あり、

- | | | | | | |
|-----|-----|------|------|-----|------|
| 春日 | 冷泉 | 痲小洛 | 三系坊門 | 堀小洛 | 六角 |
| 錦小洛 | 綾小洛 | 五系坊門 | 高辻 | 樋口 | 六系坊門 |
| | | | | | 楊梅 |

正觀町

万里小路 度八丈 今 押馬場より
東洞院 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
鳥丸 度八丈 中御門より少少の度
町 度八丈 中御門より少少の度
西洞院 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
堀川 度八丈 中御門より少少の度
大宮 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
櫛笥 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
皇嘉門 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
今 生村あり

高倉 度八丈 中御門より少少の度
室町 度八丈 中御門より少少の度
油小路 度八丈 中御門より少少の度
猪隈 度八丈 中御門より少少の度
壬生 度八丈 中御門より少少の度
坊城 度八丈 中御門より少少の度

西洞院 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
堀川 度八丈 中御門より少少の度
大宮 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
櫛笥 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
皇嘉門 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
今 生村あり

西洞院 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
堀川 度八丈 中御門より少少の度
大宮 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
櫛笥 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
皇嘉門 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
今 生村あり

西洞院 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
堀川 度八丈 中御門より少少の度
大宮 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
櫛笥 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
皇嘉門 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
今 生村あり

西洞院 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
堀川 度八丈 中御門より少少の度
大宮 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
櫛笥 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
皇嘉門 度八丈 東洞院の築垣りて半三丈八尺八寸の度
今 生村あり

朱雀 皇城東面經の大池あり。北は朱雀門あり。南は羅城門あり。東西は
長安經の道は洛陽より易ら。又十六の街に設く。大徳小路も同号
あり。道幅の丈数も共々相同し。圖中の赤い線は略れ。古来より
異名あり分はち小記に

長安經の道は洛陽より易ら。又十六の街に設く。大徳小路も同号
あり。道幅の丈数も共々相同し。圖中の赤い線は略れ。古来より
異名あり分はち小記に

野寺町 長安西門路を
字多小路 門町口
惠立小路 口鳥丸
菅藩小路 口倉

細井大路 長安西門路を
馬代 口室町
木辻 口東洞院
山小路 口石里小路

無武小路 長安富小路

西京極 長安城の極あり
山内村西の諸ふりやゆ。

⑤ 朱雀大路中央至東極外畔七百五十四丈 朱雀大路の中央より東へ十六の
を等分し一十四丈あり。東京極外畔まで朱雀の中央より東へ十六の
町。大路小路の築垣大行溝道幅を合し一丈あり

⑥ 朱雀大路半廣十四丈 朱雀通十八丈の等分あり一丈あり

⑦ 次、一大路十丈 壬生通の度なり。洛陽、美福門、當、長安、皇嘉門、

⑧ 次、大略十二丈 大宮通の度なり。内裏の東面を東大宮より西面を西大宮より

⑨ 次、二大路各八丈 西内院東内院の度なり此丈あり

⑩ 東極大路十二丈 東極通の丈あり一説十丈は後世を改り

⑪ 小路十一各四丈 小路加堀川 東西邊各二丈 富小路 万里小路 高倉 烏丸

〔下計〕

室町 町尻 油小路 堀川 南市門 匣 坊塚 等十一の小路
廣四丈より八丈あり。一小路堀川の道を加ふは堀川東西の川路二丈あり
今も其中小路あり。今も東堀川西堀川あり

⑫ 町十六各四十丈 洛陽の間東京極より朱雀通まで官家民を

⑬ 右准此 長安と洛陽の町負道幅もこれに准し一町半と

⑭ 朱雀大路廣二十八丈 朱雀通の度なり

⑮ 自垣半至溝邊 自垣半より溝邊

⑯ 各一丈八尺 垣半三尺 是町の四丈の隙より垣の半と三尺 溝邊

⑰ 大行一丈五尺 大行一丈五尺 是町の四丈の隙より垣の半と三尺 溝邊

⑱ 一丈八尺 一丈八尺より八尺あり 東西兩側あり

⑲ 一丈五尺 一丈五尺を令し一丈八尺より八尺あり 東西兩側あり

よみく書たる△溝廣各五尺ミソノヒロナとは朱雀通のりし溝の度サレ
け新御溝水の下流△兩溝間二十三丈四尺リョウミソノマタとは朱雀通の度サレ二
十八丈の内りて兩側の垣北基ツツギ大行溝の度サレと相合し一丈六尺引
大流の度サレ二十三丈八尺とりみま

⑤大路廣十丈ヒロナとは壬生通の度サレ△自垣半至溝邊八尺ヨリツツギイタマツミソノ垣基三尺
大行五尺イカキ
とは同街兩側の垣北基モト大行の尺取之相合し一丈六尺△溝廣各四尺
とは壬生通の兩溝北度サレ相合して八尺△兩溝間七丈六尺リョウミソノマタとは壬生通の垣
大行溝の丈取二丈八尺とりしと十丈の内りて引く七丈六尺とりみま

⑥宮城東西大路廣十二丈ヒロナとは内裏東面西面の兩大宮通の度十二丈とりみ
ま△自宮城垣半至隍外畔三丈八尺ヨリキヤクツツギイタマツミソノとは垣の半二尺六寸ツツギ埒地二丈六尺五寸

隍の度八尺ヒロナ等以都令し一丈八尺とりみま△自傍町垣半至溝
外畔一丈二尺イソナとは東大宮通の西類△皇城△東類△西大宮通△東
類△皇城△西類△町を令し其兩方の尺取の相合し一丈六尺とりみま

⑦大路廣各八丈ヒロナとは壬生通の度サレ△自垣半至溝
邊八尺フチニ垣基三尺イカキとは兩大路の垣大行の尺取と相合し一丈六尺とりみま
△溝廣四尺ヒロナとは同く兩大路の溝北度サレとりみま△兩溝間五丈六尺
とは同兩大路の度サレ八丈の内。垣大行溝等引く道幅八丈六尺とりみま

⑧小路廣四丈ヒロナとは洛陽長安の小路の度△自垣半至溝邊五尺五寸
垣基二尺五寸イカキとは小路の丈例と相合し大行の尺取と相合し一丈六尺とりみま
△溝廣
二丈八尺は小路の丈例と相合し溝の度サレ令し一丈六尺△兩溝間二丈三尺ミソノヒロナとは小路の

長さ四丈の内。垣の基大行儀等五側して長さ七尺五寸引七道幅二丈二尺
とりふりあり

④宮城四面自垣半至隍邊三丈 垣基三尺五寸 塹地廣二丈六尺五寸 及一條二條

東大宮 西大宮の皇城四面垣の基より四方の隍まで三丈あり。塹地も自
大行の長さあり。大肉多八塹地あり。塹と訓ど

⑤宮城南大路廣十七丈 宮垣半三尺五寸 塹地二丈六尺五寸 宮城南大路も二條通の

半して廣十七丈の内築垣塹地合て三丈あり。△隍廣八丈も二條大路
北頭朱雀門のあり隍の長さも耳敏川あり。△所て御鞍あり。半公事

根源あり。ま本
みか月ふくせ河を後一を初るを神もあらん
中院入道
右大臣

△南垣半三尺大行五尺。隍廣四尺。二條通南側の尺数。合て三丈二尺

△隍溝間十二丈。皇城の方公隍と。町の方と。二條通隍溝の間道幅の丈数。

⑥凡町内開小徑者大路邊町二弘一丈 弘一丈 及洛中の大流地

小徑松開く四八四尺の四十丈。裁く道幅一丈五尺。これを二條と。ハ
免許あり。式目。令の車馬町。支替町。衣店等の長。これ延喜式の法

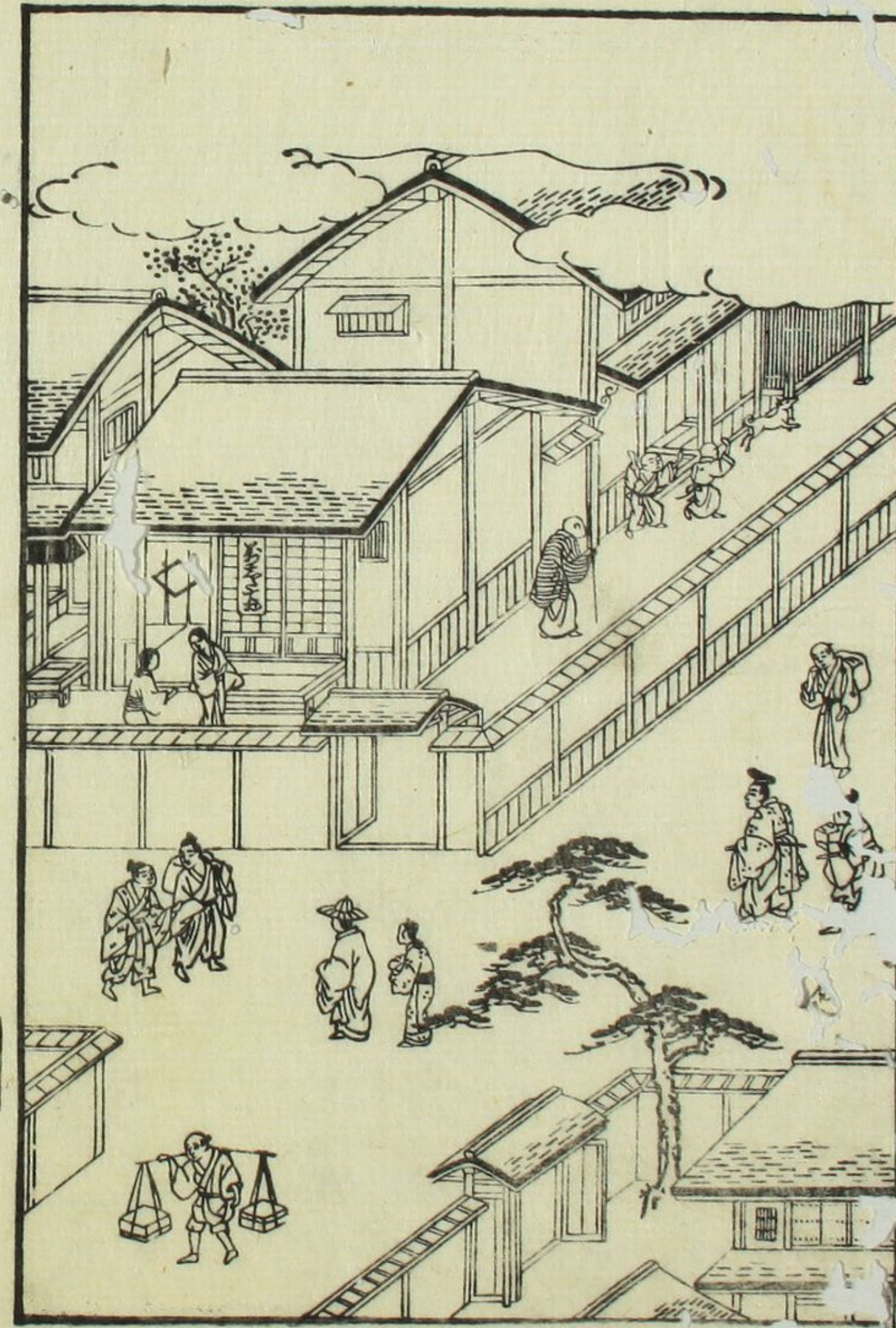
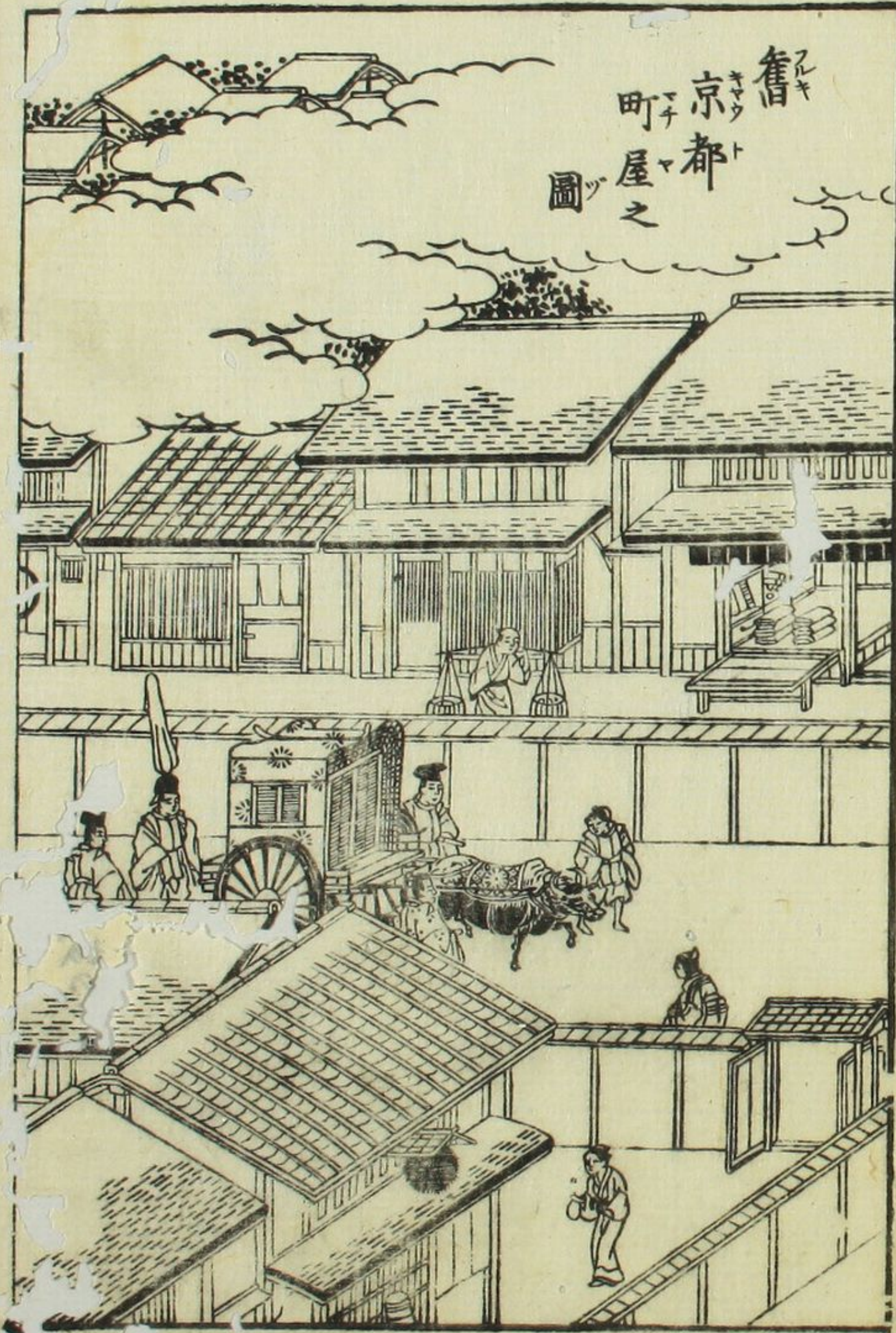
令のり。其時代。悉あり。四行のり。赤あり。ス

⑦市町三弘一丈 弘一丈 及て市町十二所の間八兩側共築垣。民家計りて狭小

あり。一町の長さ四十丈の内。一丈の長さの小町三ツ。ハ免許あり。

⑧自餘町一五尺 廣一丈 及て市町を除く。自餘の町。小町を。一丈

五尺の式目。され。法令あり。悉あり。ハ



凡築垣坊程榜示條防莫令違戩

至了ん築垣の尺敷坊門の定ぬ違犯執るぬたすわつたをうゝるは
今ん築垣の工役延喜式此本式小足つり

凡左京右京限以朱有九坊門一條有四坊
弘仁九年八嵯峨天皇の御宇なり平安兩朝

九年所定弘仁九年八嵯峨天皇の御宇なり平安兩朝

凡宮城四面墻内不得積物不聽停馬
雜物を積るゝ又ハ馬を撃く身とせしむるゝ式目見

又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之
門を八町小洛の坊門不建るゝ自餘の四位五位ハ常の町小洛の門より往來

自身の門ハ坊門立をりてり式目見

諸舍屋簷檣出路頭并他人領地方者科不應輕重可祈并

凡洛中舍屋の法令なりとくましくとむくものハ刑罰ありとるは法なり

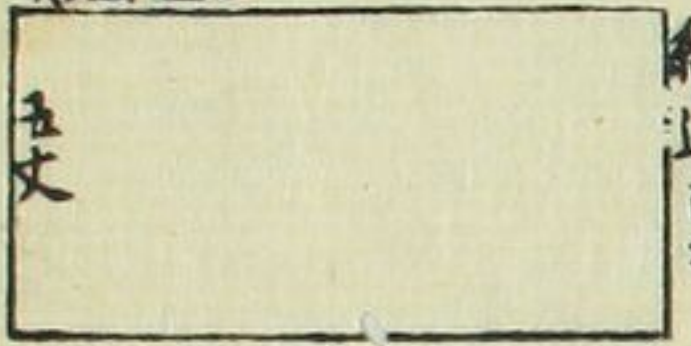
東西二京千二百十六町
圖記ハ異説多し。其ハ八系程

坊七十二坊
左京三十六坊
右京三十六坊
保三百保
左京百八十保
右京百八十保

京城坊保之圖解

縦通南北

一門之圖



一門より六間口五丈奥より十丈と定む法あり
縦横の所不拘ら民家ハ一のしん。今俗よりハ
一軒彼れ不當。左京ハ皇城の右西北より
右京ハ北より

圖中ツチの各ナの遠トホを叙シ一條イツ女メ屬シをコ奉ルてシ築シこノ如ク

世尊寺セソウジ 一條イツの北キタ大宮オホミヤの東ヒガシ原ハラハ貞マコト純マコト親サト王ノミヤの家イヘ

桃園トウエン 世尊寺セソウジの東ヒガシ保光ホウキウ卿ケイの家イヘ

一條院イツウヰン 一條イツの南ミナミ大宮オホミヤの東ヒガシ二町ニチウ謙德ケンタク公ノミヤの家イヘ。又マタ住スミ住スミ寺ジヤウ入ニ道ミチ鳥トリ光ヒコ卿ケイの家イヘ

東北院トウキウヰン 一條イツの南ミナミ宮ミヤの東ヒガシ上ウヘ東門トウモン院ヰン御所ゴシヨ 西北院シキブヰン 一條イツの南ミナミ宮ミヤの東ヒガシ上ウヘ東門トウモン院ヰン御所ゴシヨ

染殿シヅミ 正親マサノ町チウ北キタ宮ミヤの西ニシ忠仁チウニ公ノミヤの家イヘ

清和院セイワヰン 正親マサノ町チウ南ミナミ宮ミヤの西ニシ清和セイワ帝テイ母ハハ后ゴウ御所ゴシヨ

北邊亭キタノヘノテイ 土御門ツチミカド北キタ西洞ニシイロ院ヰンの東ヒガシ左大臣サダメノミヤ源信ゲンシン公ノミヤの家イヘ。三代サンダイ實錄ジツロク曰イハク左大臣サダメノミヤ嵯峨サカエ帝テイの皇子ミコ源氏ゲンジの御所ゴシヨ一ヒト所シヨあり。率ヒツ性セイ強キヤウ雅ヤ風フウ尚シヤウあり。又マタ圖ズ画ガクあり。丹ニ書シヤウの妙ミヤウを得エて。殊ニ馬ウマ形カタルシをシ寫シとシて。又マタ後ノチ撰セン集シユのニ化カ者モノあり。

棗殿サウテン

土御門ツチミカドの南ミナミ東洞トウイロ院ヰンの西ニシ二町ニチウ拾芥シツカイ抄シヤウ曰イハク左大臣サダメノミヤの家イヘ。諱ナリ赤アカ考カウ

高倉殿タカクラテン

土御門ツチミカドの南ミナミ高倉タカクラの西ニシ昭宣シヤウケン公ノミヤの家イヘ。又マタ左大臣サダメノミヤ仲平チウヘイ公ノミヤの家イヘ

鷹司殿トウジテン

鷹司トウジの北キタ二町ニチウ万里マンリ小路コウジの東ヒガシ從一位ジュウイチイ倫子リンシの家イヘ

土御門内裏ツチミカドノウラ

土御門ツチミカドの南ミナミ鳥丸トリマルの東ヒガシ天子テンシ勝カチ々カ地チあり。又マタ御遊ゴユウの所シヨあり。俗ソク名ナ別業ベツギヤウ。又マタ下シタの町チウ小路コウジの内裏ノウラ非ヒ之ノ多タく大内裏オホノウラの時代ジヤウなり。

京極殿キヤウキョクテン

土御門ツチミカドの南ミナミ二町ニチウ宮ミヤの東ヒガシ上東門ウヘトウモン院ヰンの家イヘ。後ノチ一條イツ。後ノチ朱雀シユヅカ。後ノチ冷泉レイセン三代サンダイの帝テイ生ナマ所シヨにて隱カクレ誕タマヒまシる。又マタ皇后クワウ后ゴウ四人シヨウニンありて誕タマヒ生ナマらる。又マタ昭宣シヤウケン公ノミヤの家イヘ

枇杷殿ヒヤヒヤテン

近衛チカベの南ミナミ東洞トウイロ院ヰンの西ニシ師尹シユン公ノミヤの家イヘ。一ヒト説セツ山ヤマ吹フキ殿テン後ノチ信シユン和ワ帝テイ隱カクレ誕タマヒ所シヨ。又マタ貞信テイシン公ノミヤ傳デン領リヤウ

小一條コイツウヰン

近衛チカベの南ミナミ東洞トウイロ院ヰンの東ヒガシ本ホン一ヒト條イツと号ナヅケ。式部シキブ負保フボ親王シヤウの家イヘ

華山院ケサンヰン

近衛チカベの南ミナミ東洞トウイロ院ヰンの東ヒガシ本ホン一ヒト條イツと号ナヅケ。式部シキブ負保フボ親王シヤウの家イヘ

菅原院スガハラヰン

近衛チカベの南ミナミ東洞トウイロ院ヰンの東ヒガシ本ホン一ヒト條イツと号ナヅケ。式部シキブ負保フボ親王シヤウの家イヘ

鳥丸トリマルの東ヒガシ原ハラハ貞マコト純マコト親サト王ノミヤの家イヘ。又マタ鳥丸トリマルの東ヒガシ原ハラハ貞マコト純マコト親サト王ノミヤの家イヘ

本院

神傳不鮮ふと云云其後は古所々ありて六条の道場と云云天正年中末、今猶今録神と稱す
中御門の北堀川の東一町。左大臣時平の家。訴訟判りしり、勅部時平、ふり龍居と云云

滋野井

中御門の北西洞院の西
滋野井貞主卿の家

二條銅駝坊二坊

中御門より南へ二條通まで皇城の二坊 大宮より
都方門の内諸寮町に坊と云云

三坊

西洞院より 東洞院より 凡て六十四町に銅駝坊と号す
東洞院より 京極まで

櫻町

中御門の南方里小路の東櫻樹多し。中納言成範卿居住
原ハ歌仙貫之の末と云云

高陽院

中御門の南堀川の東南北二町 桓武帝の皇子
賀陽親王の家

石井

中御門の東東洞院の西
重信公の家

内記井

中御門の東東洞院の東院之井と号す
悪所へと云云

近院

春日の北鳥丸の東 松殿と号す
左大臣能右公の家。松殿ハ押の方四分と云云

小松殿

大炊御門の北町口の東
光孝天皇降誕所と云云

大炊内裏

大炊御門の北東洞院の東
里内裏の北見

冷泉院

大炊御門の南堀川の西方二町 嵯峨帝より累代後院まで弘仁寺と号す
初ハ冷然と書しハ大炊御門より泉と改むと天曆御記に見へり

小野宮

大炊御門の南鳥丸の西 惟喬親王の家。定頼公と号す
貞慎公傳領と云云

二條院

二條の北堀川の東
天曆帝上の母后の御領

町尻殿

二條の北町口の東
関白道兼公の家

陽成院

冷泉の北西洞院の西
陽成院の帝降誕所

法興院

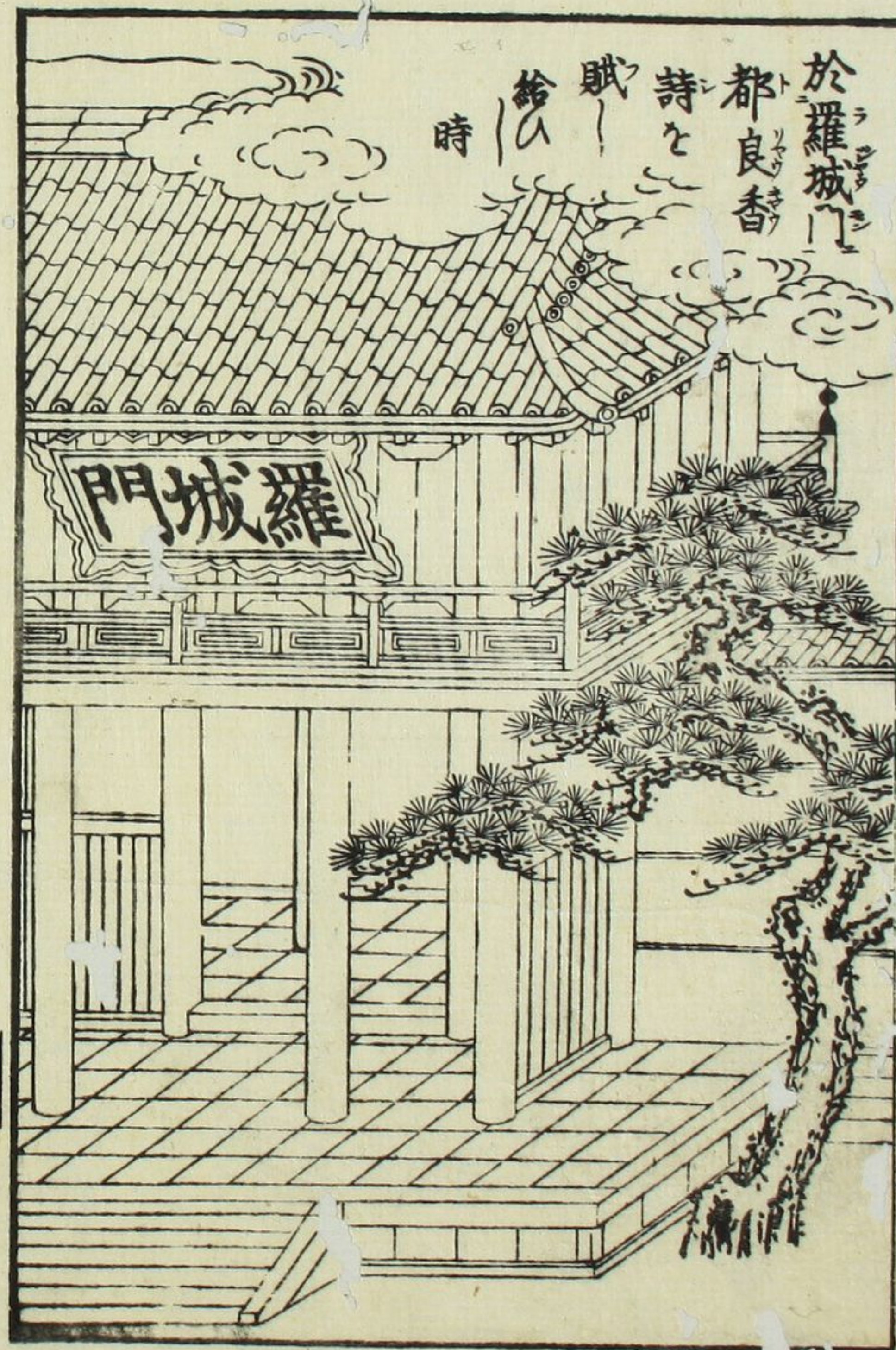
二條の北京極の東 初ハ東二條と号す
二條園白傳領

数冬殿

二條の北鳥丸の東二町 俊賢卿。師尹公等の家。御堂園白傳領
ちハ大ニ條と号す

二條内裏

二條の東東洞院の東
里内裏の北見上



二條殿

二條の南東旧殿あり。入道大相國道長公より

堀川院

二條の南二町堀川の東。昭宣公の家
忠義公傳領

閑院

二條の南西旧院あり。冬三嗣公の家
金剛水石を奉じしと云。公季公傳領

鴨院

二條の南室町のお南北二町。堀川院の南院談所と云ふ
或曰院お非は鴨井と云所お古井なり鴨つひお在てお入んと云

三條

陽教業坊。一坊 二條より南へ三條通と四町朱雀通より大宮と
中お二条坊門あり

二坊

大宮より三坊 堀川院より二坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊
堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊

○張

張豐財坊 一説は蹴財坊二條より南八直お長安へ通る路に在り
堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊 堀川院より一坊

東三條

二條の南西旧院あり。東四條院の南院談所と云ふ
又忠仁公。貞仁公。大入道殿傳領 長久四年四月廿日焼亡

梅園

三條の南。お梅の家
朝經卿の家

西三條内裏

長安三條の北朱雀の南。百花亭と云ふ。此地良相大臣の邸と云ふ
里内裏の南見上

押小路殿

押小路の南室町の東 善光院殿下の家
又二條殿と云ふ

竹三條

押小路の南東旧院の東
二條院の南と云ふ

大西殿

二條坊門の北 万里小洛の南
二條右大臣定家公の家

中西殿

二條坊門の北 富小路の南
同邸の家

山井殿

二條坊門の北 永頼と位の家 又信家卿
通頼卿傳領悪所と云ふ

鉾松殿

二條坊門の北 堀川の東
橋邊勢の家

高松殿

二條坊門の北 西洞院の東 高明親王の家 天子時々お在り
高松内裏と云ふ

御倉町

二條の北 烏丸の東 此地も内裏の別宮あり
二條の北 御所と云ふ

三條院

三條の北 大宮の東
藤義公の家

三條内裏

三條の北東洞院の西あり東三條と号す。一所同街町口の東あり西三條と
号す。可也。天子の別宮。東三條六千金以埋むと云。原八津

御子左

之系坊門の東大宮の東 兼明親王の家
長赤御傳領

四條

陽永昌坊二坊 之系坊門の東 四條通と四町朱雀通より 二坊大宮より
大宮と中町四條坊門あり

三坊

之系坊門の東 東院院より 凡て六十四町朱雀通より
東院院より 凡て六十四町朱雀通より

○長

永寧坊 町敷洛陽

鬼殿

之系坊門の東 右佐宅 又朝成が跡より
悪所云々

南院

之系坊門の東 是忠親王の家

四條宮

四條の北 之系坊門の東 大納言公任卿の家
常小室家 雲霧鍵より

五條

陽宣風坊。一坊 大宮より 五條通と四町朱雀通より 二坊大宮より
大宮まで中町五條坊門あり

○長

宣義坊 町敷洛陽

紅梅殿

五條坊門の北町尻の東 北野御子の家より
今北菅大臣社

天神御所

高辻の北 西院院の東 菅神降誕所
今菅大臣社

東五條

五條の南 東院院の東
后宮御所 大徳寺の后信和の母公同院冬嗣公の女

五條院

五條の北 大宮の東 二町 后宮の後院 天子時々の御所
五條内裏より 壽永の北の五條内裏の後網の宅

六條

陽淳風坊。一坊 凡て六十四町朱雀通より 二坊大宮より
大宮より 凡て六十四町朱雀通より

○長

光徳坊 町敷洛陽

千種殿

六條坊門の東 西院院の東 中務宮
平親王の家 保昌られを傳領と

池亭

六條坊門の南町尻 東隅
保衡の宅と

河原院

六條坊門の南 萬里小洛の東 八町 嵯峨帝第三之白子 融左大臣の家
寛平法皇御所 八町東六條院と稱れ

北院

故小六條殿の北鳥丸の子小六條院御領

釣殿院

六条の北東洞院の東。光孝天皇御所。淳子内親王の御所

中院

六条の北鳥丸の西。淳和帝の御所

桂宮

六条の北西洞院の西。其後信家卿の賜

中六條殿

六条の北東洞院の西。寛平法皇御所

南院

六条の北。室町の東。小一条院の御領

六條院

六条の北。室町の東。祭主三位輔親卿の御所。池中小天橋の風景。後故小六條土橋と地名の由来。日記に連理樹あり云々。今東本願寺に六條坊門の南二町東洞院の東。里内裏。中頃萬壽禪寺あり。

東市屋

七條坊門の南。猪熊の東。小市領十一町あり。毎日都鄙集會と貨物を交易しと市をあり。今西本願寺の地。

七條

陽安寧坊。一坊。六條より七條と四町朱雀通より。二坊。大宮より。大宮と中七條坊門あり。

之坊

東洞院より。一坊。東洞院より。凡て六十四町を安寧坊と云ふ

安長

疏財坊。准と

亭子院

七條坊門の北より南へ二町。西洞院の南二町。寛平法皇御所。藤東七條后温子の家

八條

陽崇仁坊。一坊。七條より南へ八条と四町朱雀通より。二坊。大宮より。大宮と中八條坊門あり

三坊

東洞院より。一坊。東洞院より。凡て六十四町を崇仁坊と云ふ

安長

延嘉坊。町負。陽中。准と

六宮

八條の北。朱雀の東。六孫王經基の宮。大通寺

弘誓院

八条の南。東洞院の東。大綱言。教家の宅

九條

陽陶他坊。一坊。八條より南へ九條と四町朱雀通より。二坊。大宮より。大宮と中九條坊門あり

之坊

東洞院より。一坊。東洞院より。凡て六十四町を陶他坊と云ふ

○長閑建坊及洛陽

九條殿

九條坊門の南町尻の東
古大臣師輔公の家 今旧址不春日祠あり

城興寺

九条の北 烏丸の西
太政大臣信長公の家 今旧址は観音堂あり

施薬院

九条の北 町尻の東
今施薬院あり

。是より下長安の分

宇多院

土御門の北木过の東
寛平法皇御所

栖霞寺

押小路の南東洞院の東融大臣の別荘
栖霞寺領

西三條

三条の北朱雀の西良相公の家
一名石夜公とわづく

西院

四条の北西大宮の東
橋皇太后宮御所 今西院あり

西宮

四條の北朱雀の西
高明親王の御所 今経子森あり

朱雀院

三条の南朱雀通の西八町
朱雀帝の仙院之原氏紅葉賀は朱雀院の西あり

小野殿

二条の北大宮の西
小野篁の家

小泉鹿

長安の中三町計あり
小泉領あり

花園

九條の北 朱雀の西
四町

西市屋

大宮の東西佐女牛の南五丁十二町あり
東市屋あり

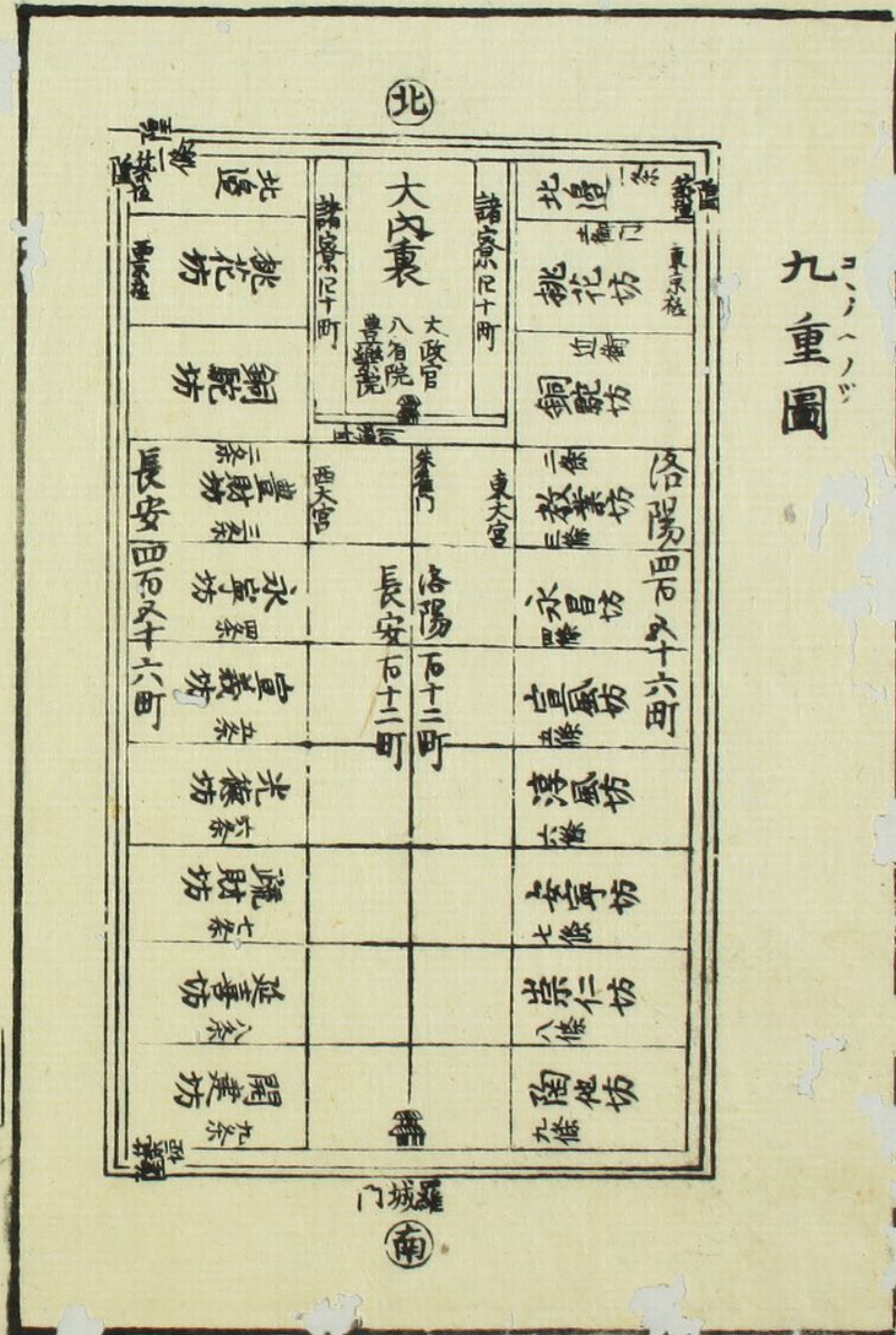
左獄

洛陽の近衛通西洞院
坪の隅あり

右獄

長安八堀川中御門の北
一町あり

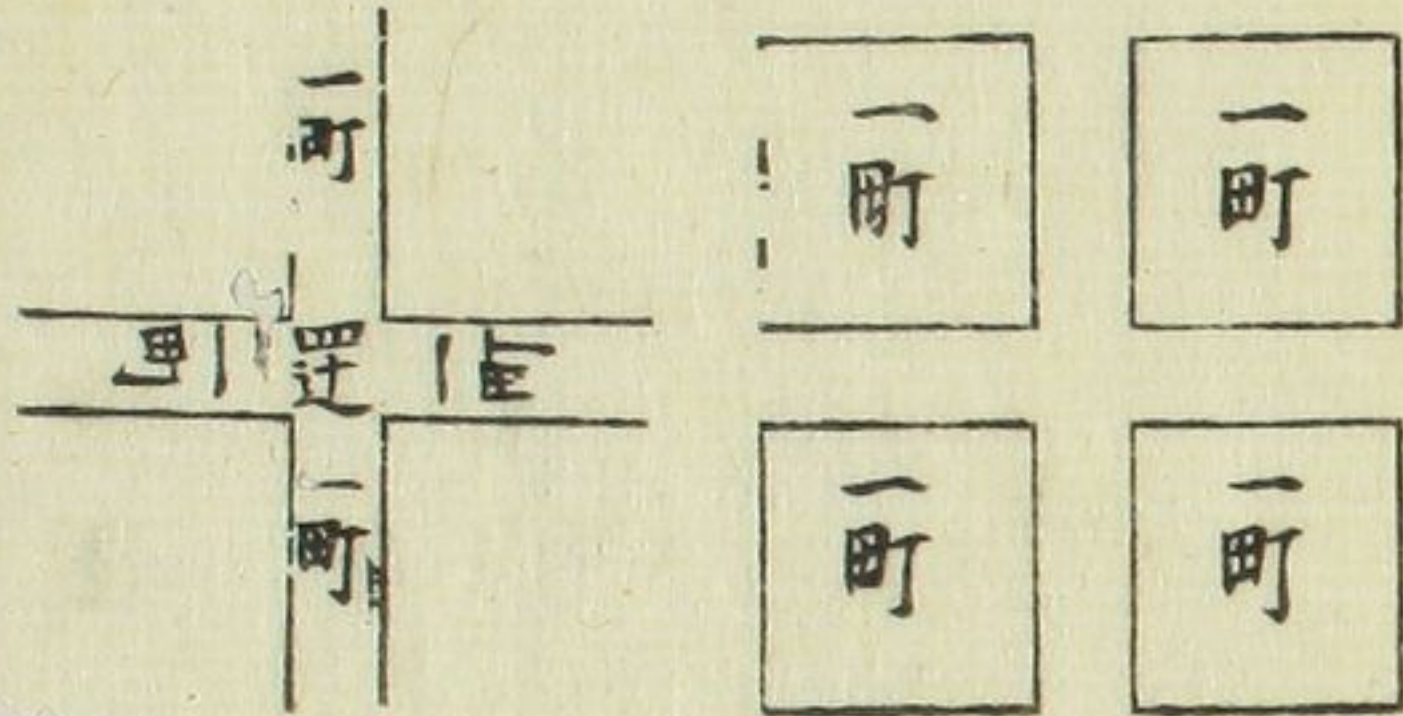
九重圖



上正

古今町之制度違變

上古之四町之相
後世之四町之相



上古の町式丈の如く四十丈ありて
 丈較田比の法を以て町較を算する
 今のを町より古より及て地理の間較の
 かりに人々相向ひあはるる大洛
 小洛の通りを以て町を以て是
 道之法を町より今この如く圖に
 之の如く考ふる

上古兩京の町^{ニテ}實^ニ千二上六町に今の世に道法を町に
積^{ツキ}奉^フ又縦通^{タテトヲス}南北の四行を左右に捌^{ワケ}二行づのあつては
一小路に開きたる^{ツキ}狭^ク小^ナい往古の町に枚今の世に
大^{オホ}繁^シ之増^{ゾウ}陪^{ヘイ}あり小^コあり

二千五百六十八町許に相當に

京北の^ニ鳳^ニの^ニ尾^ニ

下^ニ在^ル也

平安書肆

山中瑞錦堂

三條通寺町西八町

丸屋善兵衛

